

国民健康保険に関するお知らせ

☎国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

国民健康保険被保険者証について

◆8月1日から保険証が新しくなります

保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

新保険証…有効期間8月1日(火)から

現保険証…有効期間7月31日(月)まで

※有効期限が過ぎた保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。

◆簡易書留で送付します

新しい保険証は、7月上旬から順次、簡易書留で配達を開始し、7月末までに完了します。保険証を受け取れず、不在連絡票が手元にある場合は、

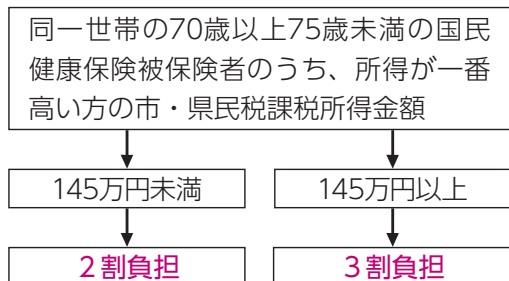
7月31日(月)まで…土浦郵便局(城北町)で受け取り
8月2日(水)から…国保年金課窓口で受け取り

※受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

◆国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ

対象の方には、保険証に高齢受給者証が一体化された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。自己負担の割合は、そちらに記載されていますので、ご確認ください。

負担割合の判定方法



判定が3割負担の方でも、次のいずれかの条件を満たす場合、2割負担となります。

- ・世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満の場合
- ・世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満の場合
- ・世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療制度被保険者がいて、その合計年収が520万円未満の場合

※未申告の収入があった場合または修正申告により収入が変わった場合は、負担割合に影響することがあります。

国民健康保険税について

※令和5年度の納税通知書は7月中旬に送付します。

◆令和5年度の国民健康保険税の内訳と計算方法

区分		【ア】所得割(所得に対して)	【イ】均等割(1人あたり)	課税限度額	
国保税	①医療分	医療費給付などにあてるもの	7.26%	28,000円	65万円
	②支援分	後期高齢者医療制度を支援するもの	2.36%	9,000円	22万円
	③介護分	介護保険料(40歳以上65歳未満の方のみ対象)	2.04%	10,000円	17万円

$$\begin{aligned} & \text{①医療分} & \text{②支援分} & \text{③介護分} & & \text{国民健康保険税額} \\ & \text{基礎控除後の総所得金額} \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} & + & \text{基礎控除後の総所得金額} \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} & + & \text{基礎控除後の総所得金額} \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} & = \end{aligned}$$

◆国民健康保険税の軽減・減免

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

市・県民税の申告などに基づき、世帯の所得が一定額以下の場合には保険税が軽減されます。ただし、所得がなかった方も、申告をしないと軽減の適用を受けられませんので、必ず申告をしてください。

国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう避難指示などの対象地域から転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

本市独自の負担軽減措置

子育て世帯の負担軽減のため、令和4年度から国で制度化された未就学児の均等割5割軽減に加えて、市の基金の活用により、7歳から18歳までの均等割についても、5割減免します。